

森林環境譲与税の活用に向けた 基本方針



令和 7 年 4 月 18 日

長崎市

1 目的

近年、温室効果ガス削減目標の達成や頻発する自然災害の防止など、森林の有する公益的機能の重要性が高まる中、日本の森林の約4割を占める人工林は、長引く木材価格の低迷や森林所有者の高齢化・不在村化等により整備が十分に行き届かず、森林環境の荒廃が危惧されている。

このため、国において、適切な森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

この森林環境譲与税を活用し、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に取り組むことが期待されている。

長崎市においては、森林環境譲与税を有効活用するため、地域の実情に応じた効果的な施策に取組み、その施策が広く市民に理解されるよう本方針を定める。

2 長崎市の森林

(1) 森林資源

本市の総面積は、40,569haであり、そのうち国有林を含めた森林面積は、21,940haで、総面積の約54%を占めている。所有形態別に見ると20,785haが民有林であり、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は7,301haであり、人工林率約35%となっている。(参考：令和5年度長崎県の森林・林業統計)

(2) 森林環境譲与税

森林環境譲与税は、人口・私有林人工林面積・林業就業者数により全国の地方自治体に配分されており、本市においては、人口が多いことから市町村の譲与額の全国平均を上回っている。したがって、広く市民生活に影響する森林の公益的機能を発揮するための取組みへの活用が求められる。

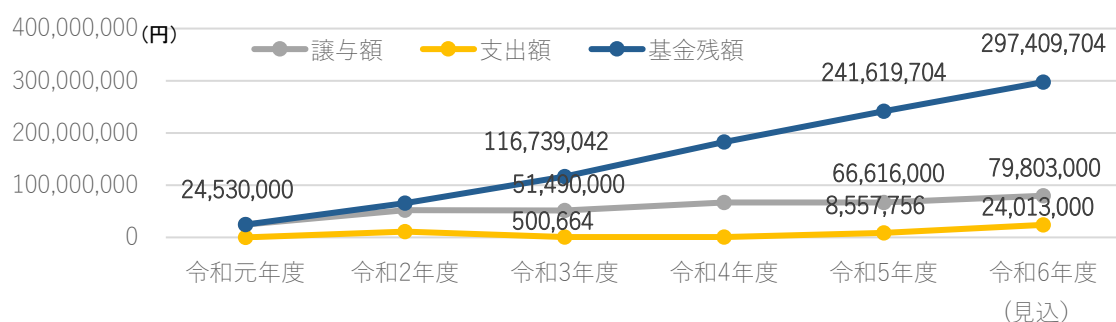


図1 森林環境譲与税活用状況

森林環境譲与税は、令和元年度から、毎年度9月期及び3月期に譲与されており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）により用途が定められていることから、本市では、一般財源等と区分するため、全額を森林環境譲与税基金に積立て、各年度の事業執行額を年度末に基金から繰り入れている。上記のグラフのとおり、基金への積立額は年々増加し、執行額は横ばいとなっている。

3 長崎市の森林の現状・問題点

(1) 森林整備

下記のグラフのとおり近年の国内の木材価格はピーク時(昭和55年頃)に比べ、約3割に下落し、多額のコストを要する林業経営においては採算が取れなくなってきたため、森林整備を行わない所有者が増加している。

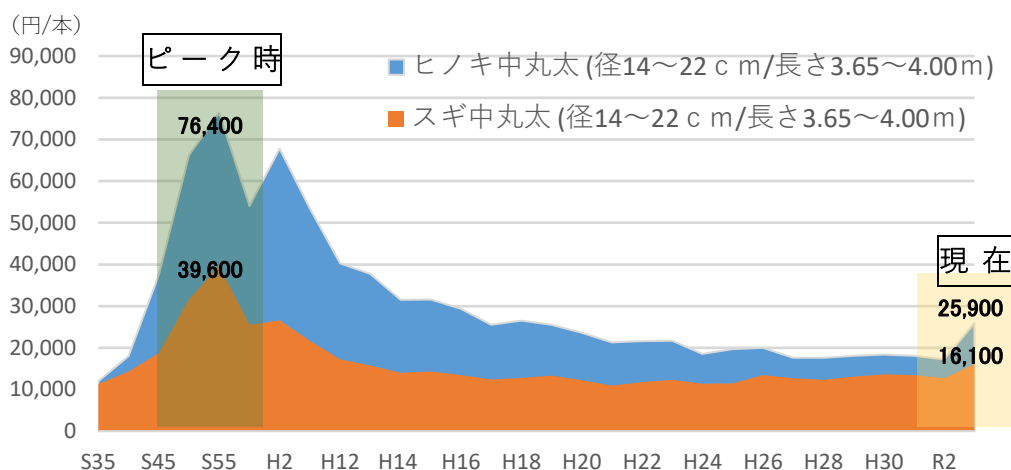


図2 木材価格の推移（参考：林野庁 HP：我が国の木材価格の推移）

現在、市内における民有林人工林 7,301ha のうち約 32%を占める、2,350ha の私有林人工林が管理されていない状況となっている。〈写真2〉。長崎市森林整備計画において人工林の標準伐期はスギ 35 年、ヒノキ 40 年としており、市内の人工林に植栽されているスギ・ヒノキの多くが標準伐期を過ぎており、人工林の「伐って・使って・植えて・育てる」という適切なサイクルが維持されていないことから、森林の有する二酸化炭素の吸収や水源のかん養等の機能が低下する事態を招いている。

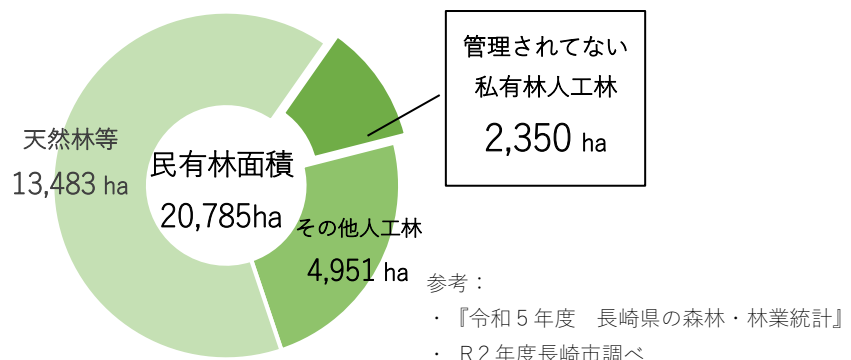


図3 長崎市の民有林の内訳

また、長崎市は、山林と住環境の距離が近いため、山火事による民家への延焼被害が危惧されている。

なお、イノシシやシカ等による生活環境被害の相談件数も増加傾向にあり、林内においては、シカによる苗木の食害により林産物や立木の材価に影響を及ぼしている。
〈写真1〉

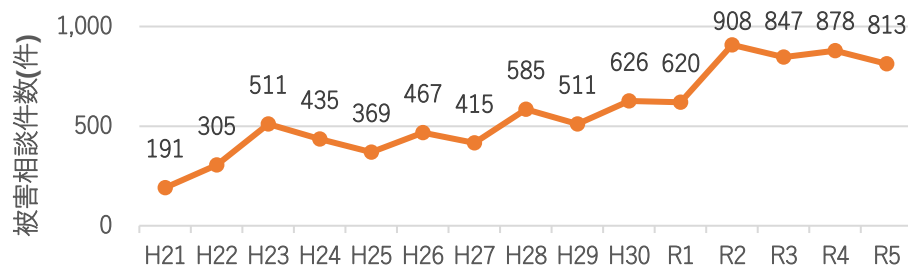


図4 有害鳥獣による生活環境被害相談件数の推移 ※長崎市調べ

(2) 担い手確保及び育成

林業経営の担い手については、木材価格の低迷及び林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業就業者の高齢化や若年層の山林離れによる後継者不足であり、厳しい状況にある。

長崎市の総面積の約54%を占める広大な森林面積を適切に管理するには、労働力が絶対的に不足しており、継続した森林整備が困難なことから、森林環境の荒廃が進んでいる。

単位：人

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	100,497	81,564	67,558	52,173	51,200	45,440	64,316
長崎県	671	596	480	287	681	596	671
長崎市	86	113	115	70	78	80	92

資料：国勢調査

表1 林業従事者の推移

(3) 公益的機能に関する普及啓発

本市では、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的として、市内5か所に「市民ふれあいの森」を設けており、遊歩道や展望台等を整備している。特に「長崎市体験の森」は平成6年に茂木町の市民の森内に設置され、これまで森林が有する公益的機能に関する普及啓発の機会を提供しているものの、設置から30年近くが経過し、施設が老朽化するとともに、利用者が減少している。〈写真3〉

結果として、森林啓発活動の縮小が余儀なくされ、市民が森林に親しみ、環境について理解する機会が減少している。

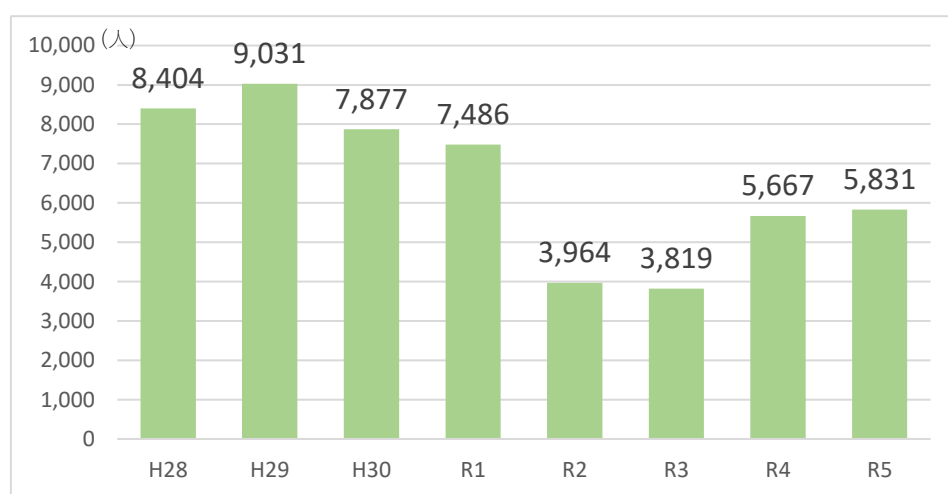


図5 長崎市体験の森（森林体験館）利用者数の推移 ※長崎市調べ

(4) 木材の利用促進

長崎市においては、平成26年に「長崎市建築物等木材利用促進方針」を定め、市内の公共建築物及びその他建築物への木材の利用を積極的に促すこととしており、近年では、令和5年に竣工した長崎市庁舎に地域産木材から作られたCLT材パネルを使用している〈写真2〉が、長崎市木材利用促進方針によって定める木材の利用の目標に達するには至っていない。



写真 1 シカによる食害



写真 2 管理されていない人工林



写真 3 長崎市体験の森（森林体験館）



写真 4 CLT 材を使用した市庁舎

4 取組項目

法第 34 条第 1 項において使途が定められているため、以下の 4 つを取組項目とする。

- (1) 森林整備の推進
- (2) 人材育成・担い手の確保
- (3) 公益的機能に関する普及啓発
- (4) 木材の利用促進

【参考】

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（令和 2 年 4 月 1 日施行）

～ 抜粋 ～

第 34 条第 1 項（森林環境譲与税の使途）

市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 1 森林の整備に関する施策
- 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物における木材の利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

5 具体的な取組方針

(1) 森林整備の推進

温室効果ガスの吸収や自然災害防止をはじめとする森林が有する公益的機能の様々な役割の維持・向上に寄与するため、「森林経営管理制度」による森林整備を推進する

ア 森林経営計画未認定森林

森林所有者に対する森林整備に関する意向調査や未整備森林に対する新たな補助制度の創設などによって、森林所有者の森林整備に対する意欲向上を目指す。また、やむを得ない事由により森林所有者自らの管理が困難である場合は、森林組合等への委託による経営管理に誘導するよう、森林経営計画※への参画を促すこととし、これによりがたい場合は市主体による森林経営管理制度の運用を図る。

※「森林経営計画」：森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年に 1 度を 1 期とする計画。

イ 森林経営計画認定森林

森林環境譲与税によらない既存の補助事業等の活用を促し、森林整備の促進を図る。なお、ながさき森林環境税を用いた事業との関連性に留意し、取組むこととする。

ウ 森林資源保全のための有害鳥獣対策

有害鳥獣による森林や林産物の被害を防ぐための取組みを行う。

エ 森林緩衝帯の整備

気候変動等の影響により各地で頻発している山火事の予防や延焼を防止するための緩衝帯の整備を行うことで、森林資源、人命及び物理的被害の防止を図る。防火帯、防火線及び防火広場については、延長等の情報を収集し、重要な箇所を優先に適切な管理を行う。

【参考】

森林経営管理法（平成 31 年 4 月 1 日施行）

～ 抜粋 ～

第 3 条 森林所有者は、その権限に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（2）人材育成・担い手の確保

森林の適正な管理を着実に実施するため、既存の林業経営体に加え、市内の建設業及び造園業を経営する事業体等に森林整備事業への参入を促し、労働力の安定的な確保を図る。

（3）森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林が有する公益的機能の維持・向上に必要な森林整備について広く理解を求め、長崎市体験の森等を活用し「森林体験学習」や「木育活動」により森林の有する公益的機能に関する普及啓発を図る。

（4）木材の利用促進

多くの市民が集う公共建築物等の木造化・木質化の推進や、木材利用促進に供される施設の改修、及び間伐材で製作した木製品等の活用により、木材と触れ合う機会を創出し、木材の魅力を体感してもらうことで、木材の地産・地消機運の醸成を図り、木材の利用促進に努める。

6 留意点

- (1) 森林環境税は、国民に新たな税負担を求めることから、森林環境譲与税の活用にあたっては、既存事業との関連性に留意しつつ、地域の実情に応じた効果的な事業を実施する。特にながさき森林環境税を用いた事業との関連性に留意する。
- (2) 森林環境譲与税は、使途が法令上規定されているため、毎年度の譲与額を一般財源と区分し、適正な事業執行を図る。
- (3) 市民への森林環境税及び森林環境譲与税の活用に関しては、その使途を公表する。
- (4) 本方針は、森林環境譲与税の基本的な方針を定めるものであり、前記5に記載のない取組みについても、法第34条第1項の規定する範囲において活用できることとする。

7 その他

本方針は、法改正や取組みの進捗状況、情勢変化等に応じて見直すこととする。

附則

本方針は、令和7年4月18日から施行する。